

京都市告示第143号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年4月24日

京都市長 松井孝治

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
京都京北線	北区上賀茂北ノ原町9番地の5地先から 同町7番地の2地先まで	旧	メートル 21.00	メートル 7.15
		新	21.00	7.07 ~ 7.10

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上賀茂緯7号線	北区上賀茂北ノ原町85番地の7地先から 同町7番地の2地先まで	旧	メートル 48.50	メートル 1.82 ~ 3.80
		新	68.20	6.00 ~ 12.40
嵯峨経114号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町4番地の1地先から 同町4番地の6地先まで	旧	21.70	1.80
		新	21.70	1.82
久我15号線	伏見区久我御旅町5番地の3地先から 同町5番地の2地先まで	旧	51.30	4.01 ~ 6.11
		新	51.30	4.00 ~ 7.49

久我28号線	伏見区久我本町3番地の73地先から 同町3番地の63地先まで	旧	10.60	4.50
		新	10.60	4.45 ~ 4.47
久我29号線	伏見区久我本町2番地の21地先から 同町3番地の40地先まで	旧	35.30	3.30 ~ 3.40
		新	35.30	3.08 ~ 8.02

(建設局土木管理部道路明示課)